



北海道

令和4年度 道外人材確保緊急支援事業



今年の夏、北海道で働きながら
魅力を楽しむチャンス！

サマチャレ 北海道



道外在住者が対象職種に就労で奨励金**10万円**
移動費も上限**10万円**まで支給

事業概要

道外在住者が宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻な業種の道内事業所で短期就労を行う場合、道外在住者に最大 20 万円（奨励金 10 万円＋移動費実費（上限 10 万円））、事業者に 10 万円を支給します【1 回限り】

今こそサマチャレ 🔍



事業概要について

北海道以外に在住の方が、宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻となる業種の北海道内の事業所において短期就労した場合に、道外在住者に最大20万円(奨励金10万円+移動費実費(上限10万円))、道内事業者には10万円を支給します!!【1回限り】

Step1.

人材不足が深刻な業種の企業のみなさま(求人広告・事業周知)

道外在住の方を対象に求人情報誌などで募集「道外人材確保緊急支援事業対象」など、事業の周知も募集にあわせて行ってください。

Step2.

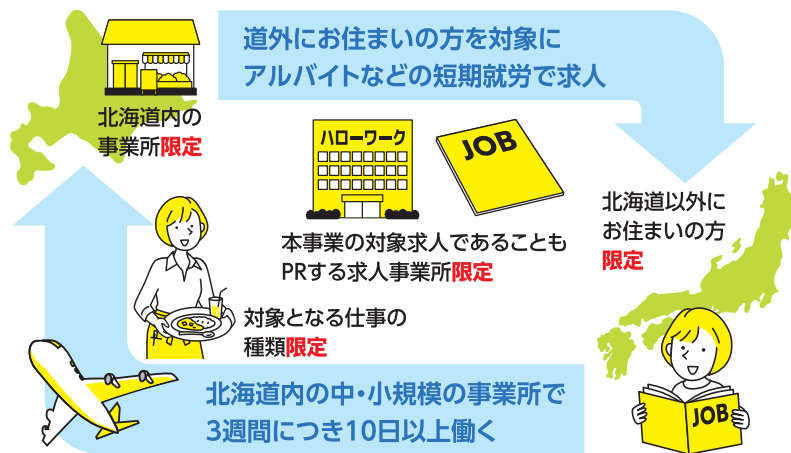
北海道で短期就労したい北海道外に在住の方(応募・面接)

求人情報誌などの求人に応募、オンラインで面接するなどして採用決定!

Step3.

採用後、北海道で10日以上短期就労(奨励金等の申請)

北海道内の事業所で3週間につき10日以上就労、就労した方と事業所が関係書類とともに奨励金等を申請。



奨励金等の支給要件

●北海道内事業所

対象産業(宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)に属する事業を行う常時使用する従業員の数が50人(宿泊業にあつては100人)以下の道内に本店(個人事業主は住所)若しくは主たる事務所・事業所がある法人・個人で、下記の道外在住者を対象職種で直接雇用し、短期就労させた事業所(※道外在住の方を求人する際に事業周知も必要です)

●北海道外在住者

住所・居所が北海道以外の方で、上記の道内事業所に直接雇用され、対象職種(商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、その他の保安職業、製品製造・加工処理、運搬の職業、清掃の職業)で短期就労した方

●短期就労

次の両方の条件を満たす必要があります。

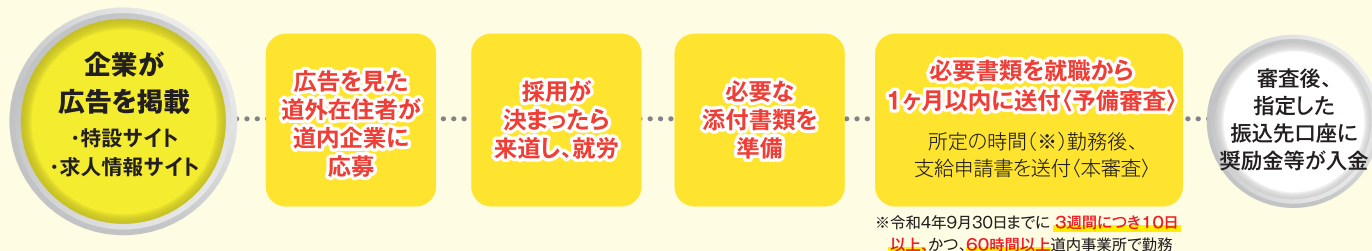
- 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに雇用期間が4か月未満で雇用
- 令和4年9月30日までに対象職種で、連続する3週間(21日間)の間に10日以上、かつ、60時間以上道内事業所で勤務

申請書受付期間

令和4年7月20日 → 令和4年10月31日

(消印有効)

申請手続き



注意

労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、支援金は支給されません。

お問い合わせ先 サマチャレ北海道 コールセンター

TEL: 050-3665-7388

受付時間: 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間以外はメールで受付し、後日回答致します。

E-mail: s-challenge_contact@sc-hokkaido.com

申請書類送付先

(郵送のみ受付)

サマチャレ北海道 事務局

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西7丁目1-5
TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター6F6D

